

福業第0406001号

平成24年4月6日

各 (都道府県
指定都市
中核市) 民生主管部(局)長 様

独立行政法人福祉医療機構

福祉貸付部長



平成24年度 福祉貸付事業の融資方針について

平素から、当機構の福祉貸付事業に関して格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。
さて、平成24年度の福祉貸付事業の融資方針については別紙のとおりといたしますので、お知らせいたします。

つきましては、管下の法人事業者の皆様や関係機関からの照会等ありましたら、よろしくお取り計らい下さいますようお願いいたします。

なお、当該融資方針については機構ホームページに掲載することとしております。

(この件の照会先)

独立行政法人福祉医療機構 福祉貸付部 福祉業務課

電話 03-3438-9298

FAX 03-3438-0583

メール wam_fukushi01@wam.go.jp





平成24年度 福祉貸付事業に係る融資方針

1 基本的な取扱方針

(1) サービス需要に対応した事業計画

施設・事業所の稼働率が当初計画時より下回った場合は、約定償還に支障をきたし、さらに施設運営・法人経営に多大な影響が出る可能性があるため、融資相談時点から、事業者において地域における福祉・介護サービス需要の把握が行われているか等について十分確認しながら審査を進めることとします。

(2) 収支差額に見合う借入額

借入金の償還財源については、平成12年の介護保険制度の導入以来、施設の収支差額が主要な財源となっています。借入金の限度額の算定については従来から、補助制度を前提に、借入額が過大とならないよう

① (基準事業費－法的制度的補助金) × 融資率

② 担保評価額 × 70%

のうち、いずれか低い額となっていますが、補助制度の構造変化等に鑑み

③ 収支差額からみた借入金の上限

についても確認し、協調融資等を含めた年間返済額が収支差額により償還可能か審査を行います。

(3) 居住環境の質的向上

耐用年数の到来により改築等を行うものについて、補助金等が交付されない事業であっても、サービス利用者への適切なサービス提供基盤を確保する観点から、積極的に対応することとします。

2 貸付対象事業

国、地方公共団体等の補助金・交付金の対象事業として採択された事業のほか、福祉医療政策上必要となる事業、施設の安定的かつ持続的な運営上必要となる緊急的な整備事業で福祉貸付事業として貸付け可能なものについても貸付対象とします。

[施設の安定的かつ持続的な運営上必要となる事業の例]

- ・ 災害復旧事業
- ・ 一般財源化された施設の改築整備事業
- ・ アスベスト対策事業

3 基準単価の改定

平成24年度の機構基準単価については、別紙のとおり改定します。

○主な改正事項

- ・ 老人関連施設の複合型サービス福祉事業の単価の新設
- ・ 児童関連施設の障害児関係事業・施設の単価の新設
- ・ 障害者関連施設的生活介護を行う事業等に係る施設の加算単価の追加
- ・ 障害者関連施設の共同生活介護事業等に係る加算単価の追加

4 協調融資制度の推進

平成20年度から協調融資制度の対象範囲を福祉貸付全体に拡大したところですが、今後も覚書締結金融機関の拡大に努め円滑な資金調達を支援します。

5 融資のポイント（ガイドライン）に基づく融資

審査にあたっては、「融資のポイント（ガイドライン）」に沿い、申込者との間の相互理解のもとに融資事業を行います。

6 融資条件の改正等

平成24年度の福祉貸付事業においては、次のとおり貸付条件の改正（継続措置を含む。）を行います。

(1) 国有地等を利用した社会福祉施設等の整備の促進に係る貸付け

首都圏整備法、近畿圏整備法及び中部圏開発整備法に規定する都市部の社会福祉施設等の整備の推進を支援するため、国有地、公有地及び民有地の借地を利用した整備事業に対し、融資率等の優遇を行います。

区 分	[現 行]	[24年度の改正後から]
償 還 期 間	20～30年以内	全施設30年以内
据 置 期 間	2～3年以内	全施設3年以内
融 資 限 度 額	所要資金の100分の70～80 又は担保評価額に100分の70 を乗じて得た額のいずれか低い額	所要資金の100分の90又は担 保評価額に100分の90を乗じ て得た額のいずれか低い額
<ul style="list-style-type: none">・ 優遇の対象とするもの 建築基準法に定める容積率に対し、整備する建物の延床面積が70%以上利用されていること、または、4階建以上の建物である場合に限る。・ 有料老人ホームの取扱い 有料老人ホームが融資対象となるのは、民有地の借地上であって、社会福祉施設等と一体となって整備する場合に限る。		

・ 首都圏整備法、近畿圏整備法及び中部圏開発整備法に規定する地域
東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、茨城県、栃木県、群馬県、山梨県、
福井県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、
富山県、石川県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県の1都2府19県

(2) 児童福祉法の一部改正の施行に伴う障害児関係事業・施設に対する経営資金（つなぎ資金）の貸付け

「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律」の施行に伴い、児童福祉法が改正され、平成24年4月以降、障害種別等に分かれている現行の障害児施設について一元化されます。このため、法律施行後の障害児通所給付費等が支払われるまでに数カ月のブランクが生じることから、この間の経営資金（つなぎ資金）の貸付制度を創設いたします。（な

お、制度の適用期間については、平成25年度末までとします。）

区 分	[現 行]	[24年度の改正後から]
貸付対象施設	平成24年3月現在、以下の施設等を行っていた法人 <ul style="list-style-type: none"> ・知的障害児施設 ・知的障害児通園施設 ・盲ろうあ児施設 ・重症心身障害児（者）通園事業所 ・肢体不自由児施設 ・重症心身障害児施設 ・児童デイサービス事業所 	
貸付期間	5年以内	
据置期間	6月以内	1年以内
貸付利率	通常の経営資金の金利	
貸付限度額	所要資金の100分の80又は担保評価額に100分の70を乗じて得た額のいずれか低い額	障害児通所給付費等の3ヶ月分の相当額又は担保評価額に100分の80を乗じて得た額のいずれか低い額

(3) 養護老人ホームの老朽化等に伴う建替への無利子貸付について

養護老人ホームの老朽化等に伴う建替事業等以下に掲げる事業に対し、無利子貸付の対象に追加いたします。ただし、国または都道府県（指定都市・中核市を含む）の補助を受けていることが条件となります。なお、無利子貸付額の算出等は、平成24年4月6日付 福業第0406005号 福祉貸付部長通知「養護老人ホームの老朽化等に伴う整備に係る無利子貸付の取扱いについて」により取扱うこととします。

- ・老朽民間社会福祉施設整備事業（平成27年度までの取扱い）
- ・既設社会福祉施設用地有効活用改築促進事業
- ・地すべり防止危険か所等危険区域に所在する施設の移転改築整備事業（平成27年度までの取扱い）

(4) 小規模多機能型居宅介護事業の貸付けの相手方の拡大

小規模多機能型居宅介護事業の整備等に係る貸付けの相手方について、すべての法人に拡大します。

なお、営利法人、NPO法人等が事業を行う場合は、代理貸付（受託金融機関での取扱）の取扱いとなります。

区 分	[現 行]	[24年度の改正後から]
貸付けの相手方	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉法人 ・日本赤十字社 ・一般社団・一般財団法人 ・医療法人 	法人

(5) 障害福祉サービス事業所等の貸付けの相手方の拡大

障害福祉サービス事業所等の整備等に係る貸付けの相手方について、すべての法人に拡大します。

なお、取扱いは、直接貸付となります。

貸付対象施設	[現 行]	[24年度の改正後から]
<ul style="list-style-type: none"> ・居宅介護事業所 ・重度訪問介護事業所 ・生活介護事業所 ・短期入所事業所 ・重度障害者等包括支援事業所 ・自立訓練事業所 ・就労移行支援事業所 ・就労継続支援事業所 	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉法人 ・日本赤十字社 ・一般社団・一般財団法人 ・医療法人 	法人
<ul style="list-style-type: none"> ・共同生活介護事業所 ・共同生活援助事業所 	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉法人 ・日本赤十字社 ・一般社団・一般財団法人 ・医療法人 ・NPO法人 	
<ul style="list-style-type: none"> ・障害児通所支援事業に係る施設 	—	

(6) アスベスト対策事業に係る優遇措置（継続）

アスベスト対策事業の貸付けについては、次表のとおり優遇措置を継続します。

なお、制度の適用期間については、平成24年度までとなります。

貸付対象施設	融資率		貸付利率
	通常	引き上げ後	
<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉事業施設 (介護関連施設を除く。) 	75%	80%	通常と同じ
	80%		通常と同じ
<ul style="list-style-type: none"> ・介護関連施設 ・保育士・社会福祉士・介護福祉士養成施設 ・職員研修施設 	75%		通常▲0.05%
<ul style="list-style-type: none"> ・特定有料老人ホーム ・認知症高齢者グループホーム等（NPO法人又は営利法人等が行う場合） 	70%	75%	通常▲0.40%

(7) 療養病床のケアハウス等への転換に係る優遇措置（継続）

療養病床からケアハウス等への転換を図る事業への貸付けについては、次表のとおり優遇措置を継続します。

この措置には、社会福祉法人、医療法人及び一般社団法人又は一般財団法人が行う療養病床から一般有料老人ホームへの転換を図る事業も含まれます。

なお、制度の適用期間については、平成29年度までとなります。

貸付対象施設	貸付けの相手方	融資率		貸付利率	
		通常	引き上げ後		
・特別養護老人ホーム	・社会福祉法人 ・日本赤十字社	75%	90%	通常▲0.1%	
・ケアハウス ・小規模多機能型 居宅介護事業所 ・生活支援ハウス ・認知症高齢者グル ープホーム	・社会福祉法人 ・日本赤十字社 ・一般社団・ 一般財団法人 ・医療法人				
・特定有料老人ホーム	・社会福祉法人			70%	通常▲0.5%
・一般有料老人ホーム	・社会福祉法人 ・一般社団・ 一般財団法人 ・医療法人			—	社会福祉事業 施設の利率
・有料老人ホーム（基 盤整備促進法に基 づくものに限る）	・社会福祉法人 ・一般社団・ 一般財団法人 ・営利法人			70%	通常▲0.5%
・生活支援ハウス ・認知症高齢者グル ープホーム ・小規模多機能型 居宅介護事業所	・法人 （社会福祉法人、日 本赤十字社、一般 社団・一般財団法 人、医療法人を除 く。）			70%	通常▲0.5%

(8) 介護基盤の緊急整備に係る優遇（平成21年度補正：継続）

次のとおり、介護基盤緊急整備等臨時特例基金、地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金または都道府県（指定都市・中核市を含む）からの補助を受けて整備される特別養護老人ホーム等の整備に対する融資条件の優遇措置を継続します。

なお、制度の適用期間については、平成24年度までとなります。

○地域密着型の施設

貸付対象施設	貸付けの相手方	融資率		貸付利率	
		通常	引き上げ後		
・小規模養護老人ホーム	・社会福祉法人 ・日本赤十字社	75%	90%	最初の5年間 通常▲0.5%	
・小規模特別養護老人ホーム	・社会福祉法人 ・日本赤十字社			最初の5年間 通常▲0.6%	
・小規模ケアハウス	・社会福祉法人 ・日本赤十字社 ・医療法人 ・一般社団・ 一般財団法人				
・小規模多機能型居宅介護事業所 ・認知症高齢者グループホーム	・社会福祉法人 ・日本赤十字社 ・医療法人 ・一般社団・ 一般財団法人			70%	最初の5年間 通常▲1.0%
	・上記以外の法人				
・認知症対応型デイサービスセンター	・社会福祉法人 ・日本赤十字社 ・医療法人 ・一般社団・ 一般財団法人			75%	最初の5年間 通常▲0.6%
	・上記以外の法人	70%	最初の5年間 通常▲1.0%		
・複合型サービス福祉事業所	・社会福祉法人 ・日本赤十字社 ・医療法人			75%	

○広域型の施設

貸付対象施設	貸付けの相手方	融資率		貸付利率
		通常	引き上げ後	
・養護老人ホーム (定員30人以上のもの)	・社会福祉法人 ・日本赤十字社	80%	90%	最初の5年間 通常▲0.5%
・特別養護老人ホーム (定員30人以上のもの)	・社会福祉法人 ・日本赤十字社	75%		最初の5年間 通常▲0.6%
・ケアハウス (定員30人以上のもの)	・社会福祉法人 ・日本赤十字社 ・医療法人 ・一般社団・ 一般財団法人			

(9) 定期借地権利用による整備促進特別対策事業で対象とした一時金に対する融資制度（平成21年度補正：継続）

社会福祉法人等が施設等用地確保のために定期借地権を設定し、土地所有者に対し賃料の前払いとして一時金を支払う場合に、当該一時金を土地取得資金の対象とします。

なお、制度の適用期間については、平成24年度までとなります。

※ 融資の対象とする事業は、介護職員処遇改善等臨時特例基金からの補助を受けた定期借地権利用による整備促進特別対策事業に限ります。

(10) 社会福祉事業施設の耐震化整備に係る優遇（平成21年度補正：継続）

次のとおり、社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金からの補助を受けて耐震化事業に対する融資条件の優遇措置を継続します。

なお、制度の適用期間については、平成24年度までとなります。

貸付対象施設	貸付けの相手方	融資率		貸付利率
		通常	引き上げ後	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者支援施設 ・ 障害児入所施設 ・ 情緒障害児短期治療施設 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 社会福祉法人 ・ 日本赤十字社 ・ 公益社団・公益財団法人 ・ 特例民法法人 	80%	90%	最初の5年間 通常▲0.5%
<ul style="list-style-type: none"> ・ 助産施設 ・ 乳児院 ・ 母子生活支援施設 ・ 児童養護施設 ・ 児童自立支援施設 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 社会福祉法人 ・ 日本赤十字社 ・ 公益社団・公益財団法人 ・ 特例民法法人 	75%		
<ul style="list-style-type: none"> ・ 救護施設 ・ 更生施設 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 社会福祉法人 ・ 日本赤十字社 			
<ul style="list-style-type: none"> ・ 婦人保護施設 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 社会福祉法人 			

(11) スプリンクラー整備に係る優遇（平成21年度補正：継続）

次のとおり、介護基盤緊急整備等臨時特例基金、地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金または、社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金からの補助を受けてスプリンクラー整備事業に対する融資条件の優遇措置を継続します。

なお、制度の適用期間については、平成24年度までとなります。

○高齢者福祉施設

貸付対象施設	貸付けの相手方	融資率		貸付利率
		通常	引き上げ後	
・養護老人ホーム	・社会福祉法人 ・日本赤十字社	80%	90%	最初の5年間 通常▲0.5%
・特別養護老人ホーム	・社会福祉法人 ・日本赤十字社	75%		最初の5年間 通常▲0.6%
・老人短期入所施設	・社会福祉法人 ・日本赤十字社 ・医療法人 ・一般社団・ 一般財団法人			70%
	・上記以外の法人	—		最初の5年間 社会福祉事業施設 の利率▲0.5%
・有料老人ホーム	・法人	—		最初の5年間 通常▲0.6%
・小規模多機能型居宅 介護事業所 ・認知症高齢者グルー プホーム	・社会福祉法人 ・日本赤十字社 ・医療法人 ・一般社団・ 一般財団法人	75%		最初の5年間 通常▲1.0%
	・上記以外の法人	70%		

○障害者福祉施設

貸付対象施設	貸付けの相手方	融資率		貸付利率
		通常	引き上げ後	
・障害者支援施設 ・障害児入所施設	・社会福祉法人 ・日本赤十字社 ・公益社団・公益 財団法人 ・特例民法法人	80%	90%	最初の5年間 通常▲0.5%
・共同生活介護事業所 ・共同生活援助事業所	・社会福祉法人 ・日本赤十字社 ・医療法人 ・公益社団・公益 財団法人 ・特例民法法人 ・NPO法人			
・短期入所事業所	・社会福祉法人 ・日本赤十字社 ・医療法人 ・公益社団・公益 財団法人 ・特例民法法人			

・福祉ホーム	・社会福祉法人 ・日本赤十字社 ・医療法人 ・公益社団・公益財団法人 ・特例民法法人	75%	90%	最初の5年間 通常▲0.5%
・乳児院	・社会福祉法人 ・日本赤十字社 ・公益社団・公益財団法人 ・特例民法法人			
・救護施設	・社会福祉法人 ・日本赤十字社			

(12) 木材利用による施設整備及びエネルギー効率が高い設備整備などエコ対策に係る融資率の優遇措置

地球温暖化対策を推進する観点から、木材の利用による木造施設の整備、再生可能エネルギーの利用及びエネルギー効率の高い設備の整備を行う場合に下表のとおり融資率の優遇措置を行います。

区分	[通常]	[該当の整備事業]
融資率	70～80%	90%

【対象資金】

- ① 建築物の構造が木造（耐火建築物又は準耐火建築物）の場合の「建築資金」
- ② 再生可能エネルギー（太陽光発電装置や風力発電装置等）の利用又はエネルギー効率の高い設備（蓄熱システムやヒートポンプ熱源装置）を採用している場合の「設備備品整備資金」

(13) 東日本大震災に係る災害復旧資金及び復興のための資金について

平成23年3月11日に発生した東日本大震災に対し、福祉貸付事業においては、被災した施設等に対する最大限の融資条件の優遇を図った災害復旧資金及び復興のための資金による融資制度を創設するとともに、国及び関係団体と協力し被災地において12回の融資相談会等を実施しました。平成24年度においても被災地における融資相談会等を行う予定としており、引き続き被災地の施設等の復旧・復興を支援してまいりたいと考えています。

なお、以下は、東日本大震災に係る災害復旧資金及び復興のための資金の優遇措置となります。

【東日本大震災にかかる災害復旧資金】

1. 対象範囲

平成23年東日本大震災により被害を受けた社会福祉施設等の事業者であって、事業所又は主要な事業用資産について、全壊、流失、半壊、床上浸水その他これらに準ずる被害を受けた旨の証明を市町村長その他相当な機関から受けた者の災害復旧に係る資金。

2. 融資条件等

・設置・整備資金

貸付金の種類	災害復旧資金 (※1) (二重債務となる方)	災害復旧資金 (二重債務以外の方)
融資率	100%	100%
償還期間 (据置期間)	39年以内 (3年以内)	15~30年以内 (2~3年以内)
貸付利率(※2)	無利子	無利子
担保額での制限	100%	100%
無担保貸付	1,000万円まで (3,000万円まで(借地上 の仮設・賃借の施設の場合))	1,000万円まで (3,000万円まで(借地上 の仮設・賃借の施設の場合))
保証人	1名以上	1名以上

※1 特別養護老人ホーム、養護老人ホーム及び軽費老人ホームの耐火構造の建築資金及び土地取得資金の貸付け(貸付金額が2,000万円以上のものに限る)であって、既存の当該施設が、全壊、半壊等の被害を受け、併せて、東日本大震災より前から施設及び事業を営むための債務(民間の金融機関からの借入金を含む)を有していた事業者が対象となります。

※2 社会福祉法人であって保証人の免除を希望する場合の貸付利率は0.05%となります。

・経営資金

(利率は平成24年4月6日現在)

貸付金の種類	災害復旧資金	
融資率	100%	
償還期間 (据置期間)	10年超15年以内 (5年以内)	10年以内 (2年以内)
貸付利率(※)	0.70% (契約から5年間は無利子 6、7年目は0.60% 8年目以降は0.70%)	0.30% (契約から5年間は無利子 6、7年目は0.20% 8年目以降は0.30%)
担保額での制限	100%	
無担保貸付	3,000万円まで	
保証人	1名以上	

※ 社会福祉法人であって保証人の免除を希望する場合は記載されている貸付利率に0.05%が上乗せされます。

〔東日本大震災にかかる被災地の復興のための資金〕

1. 貸付対象施設等

小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護等の地域密着型サービス事業や居宅介護、共同生活援助等の障害福祉サービス事業（以下の「復興のための資金の対象となる社会福祉施設」を参照）で、東日本大震災の特定被災区域において、県又は市区町村が発行した意見書に「被災地の復興に資する整備」であることが明記される事業

2. 融資条件等（設置・整備資金）

（利率は平成 24 年 4 月 6 日現在）

貸付金の種類		復興のための資金		
融資率		100%		
償還期間 (据置期間)		15～30年以内 (2～3年以内)		
貸付利率(※1、※2)	契約から 5年間	6、7年目	8年目以降	
	償還期間 20年以内	無利子	1.2% (0.8%)	1.3～1.8% (0.9～1.4%)
	償還期間 20年超	無利子	1.5% (0.9%)	1.6～1.7% (1.0～1.1%)
担保額での制限		100%		
無担保貸付		1,000万円まで		
保証人		1名以上		

※1 利率の（ ）書きは、10年経過ごと金利見直し貸付けにおける当初10年間の適用利率となります。

※2 社会福祉法人であって保証人の免除を希望する場合は記載されている貸付利率に0.05%が上乗せされます。（無利子の期間は0.05%となります。）

・復興のための資金の対象となる社会福祉施設

高齢者福祉施設	貸付けの相手方
<ul style="list-style-type: none"> ・特別養護老人ホーム ・養護老人ホーム ・ケアハウス <p style="text-align: center;">} 29人以下のもの</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉法人 ・日本赤十字社 ・医療法人 ・一般社団・一般財団法人
<ul style="list-style-type: none"> ・小規模多機能型居宅介護事業所 ・認知症高齢者グループホーム ・老人デイサービスセンター（事業） ・老人短期入所施設（事業） ・訪問介護事業 	<ul style="list-style-type: none"> ・法人
<ul style="list-style-type: none"> ・複合型サービス福祉事業所 	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉法人 ・日本赤十字社 ・医療法人

障害者福祉施設	貸付けの相手方
<ul style="list-style-type: none"> ・ 居宅介護事業所 ・ 重度訪問介護事業所 ・ 生活介護事業所 ・ 短期入所事業所 ・ 重度障害者等包括支援事業所 ・ 共同生活介護事業所 ・ 自立訓練事業所 ・ 就労移行支援事業所 ・ 就労継続支援事業所 ・ 共同生活援助事業所 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法人
<ul style="list-style-type: none"> ・ 行動援護事業所 ・ 同行援護事業所 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 社会福祉法人 ・ 日本赤十字社 ・ 医療法人
<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者支援施設 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 社会福祉法人 ・ 日本赤十字社 ・ 一般社団・一般財団法人

児童福祉施設	貸付けの相手方
<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害児通所支援事業所 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法人

(別紙)

平成24年度 定員1人(1施設)あたりの基準単価一覧表

(単位：千円)

施設種別		単価	
老人 関連 施設	特別養護老人ホーム	従来型	13,400
		ユニット型	17,600
	養護老人ホーム	11,300	
	軽費老人ホーム(ケアハウス)	14,700	
	認知症対応型老人共同生活援助事業(1ユニット)	103,600	
	複合型サービス福祉事業(注)1	142,600	
	老人デイサービス事業(注)1	137,200	
	小規模多機能型居宅介護事業(注)1	141,300	
	生活支援ハウス	12,300	
老人短期入所事業 (特養等における居室整備加算を含む)	従来型	12,300	
	ユニット型	14,300	
児童 関連 施設	助産施設	11,200	
	乳児院	本 体	6,900
		年齢延長児を受け入れるための居室等整備加算	1,800
	母子生活支援施設	本 体(注)2	22,500
		子育て短期支援事業のための居室等整備加算(注)2	12,600
		母子家庭等子育て支援室整備加算	3,200
	保育所	本 体	2,800
		乳児室又はほふく室整備加算(注)1	8,400
		夜間保育所整備加算(注)1	14,700
		一時保育事業のための保育室整備加算(注)1	16,900
		特定保育事業のための保育室整備加算(注)1	16,900
		地域子育て支援相談室整備加算(注)1	23,500
	児童養護施設	本 体	9,100
		ほふく室又は養育室等整備加算	560
	情緒障害児短期治療施設	本 体	10,100
		通所部門整備加算	4,600
	児童自立支援施設	本 体	13,000
		通所部門整備加算	4,600
	児童家庭支援センター(注)1	30,900	
	放課後児童健全育成事業に係る施設(注)1	23,000	
乳児院等における子育て短期支援事業のための居室等整備加算 (母子生活支援施設を除く)	3,800		
保育所等における病児・病後児保育事業のための保育室等整備加算	1,800		
乳児院等における親子生活訓練室整備加算(注)1	8,400		
児童養護施設等における心理療法室整備加算(注)1	67,900		

施設種別		単価		
児童(障害児)関連施設	福祉型障害児入所施設	9,800		
	医療型障害児入所施設	18,200		
	障害児通所支援事業に係る施設	5,300		
	障害児入所施設等における短期入所整備加算	4,400		
	障害児入所施設等における発達障害者支援センター整備加算(注)1	20,600		
	障害児入所施設等における相談支援、障害児相談支援整備加算(注)1	15,000		
	障害児入所施設等における居宅介護、保育所等訪問支援整備加算(注)1	9,600		
	障害児入所施設等における小規模グループケア整備加算(注)1	31,400		
障害者関連施設	生活介護を行う事業に係る施設	本体	6,000	
		施設入所支援整備加算	3,600	
	自立訓練を行う事業に係る施設	退院支援施設整備加算	新築・改築	2,100
			既存施設を改修して転換する場合	900
	就労移行支援を行う事業に係る施設	短期入所整備加算	4,400	
	就労継続支援を行う事業に係る施設	発達障害者支援センター整備加算(注)1	20,600	
		相談支援、障害児相談支援整備加算(注)1	15,000	
		居宅介護、保育所等訪問支援整備加算(注)1	9,600	
		共同生活介護事業に係る施設	本体(1ユニット)	77,700
	共同生活援助事業に係る施設	短期入所整備加算	4,400	
		相談支援、障害児相談支援整備加算(注)1	15,000	
		居宅介護、保育所等訪問支援整備加算(注)1	9,600	
	福祉ホーム		9,900	
	補装具製作施設(注)1		45,600	
	盲導犬訓練施設(注)1		346,400	
	点字図書館(注)1		107,500	
	聴覚障害者情報提供施設(注)1		139,900	
	保護施設	救護施設	11,600	
		更生施設	11,600	
		授産施設	5,500	
宿所提供施設		4,800		
社会事業授産施設		5,500		
婦人保護施設(注)2		9,100		
職員養成施設		6,200		
地域交流スペース(注)1		43,400		
地域交流スペース(防災拠点型)(注)1		61,000		
上記以外の施設		機構が必要と認めた額		

(注)1 1施設当たりの単価であること。

(注)2 1世帯当たりの単価であること。

(注)3 保育所に分園を設置する場合には、保育所の基準を適用する。

(注)4 補助金の算定において「都市部における社会福祉施設の整備の促進について(平成17年10月5日社援発第1005011号)」が適用されている場合には、上記の単価に1.08を乗じて得た額とし、その額に100,000円未満の端数があるときには四捨五入する。